

## 原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保等を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が放出される事態を招き、原子力災害対策特別措置法制定後、初めて緊急事態宣言が発せられ、避難指示、屋内退避指示や自主避難要請等により、周辺住民は県外への避難や自治体を挙げての集団避難を余儀なくされている。また、放射性物質により汚染された農畜水産物の出荷や水道水の使用が制限されるなど、発電所立地地域を越えた広域的な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を及ぼしている。

よって、国においては、今回の原発事故を踏まえ、原子力発電所及び原子力関係施設の安全の確保並びに住民生活の安全・安心の確保のため、法的措置を含めた下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

#### 1. 事故原因の究明及び安全対策等

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故について、徹底的に原因究明や検証を行い、速やかに公表するとともに、それらを教訓として万全な安全対策が講じられるよう今後の対策に活かすこと。
- (2) 原子力関係施設の安全基準を速やかに見直し、今すぐ採るべき対策を直ちに行うこと。
- (3) 大地震や大津波など、あらゆる事態に対応できるよう、原子力関係施設の安全性の確保に万全を期すとともに、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」を早期に検証し、その拡大をはじめ原子力安全委員会の防災指針の見直しを早急に行うこと。
- (4) 都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能するよう、市域、県域に捉われない広域災害として、国は主体的に防災体制を確立すること。
- (5) 被ばく対策、土壌・大気・海洋にかかる影響などを含め、安全基準の抜本的見直しを図るとともに、根拠のない風評被害が生じないよう適切な対策を講じること。
- (6) 現在稼働中の原子力発電所については、安全基準の見直し及び抜本的な防災対策を講じるとともに、現在休止している原子力発電所の再開に当たっては、万全の防災体制の確立を前提に対応すること。

#### 2. 徹底した情報公開及び情報提供

- (1) 国及び事業者は、関係自治体に正確で迅速な情報を提供するとともに、住民に対してもわかりやすい情報を発信すること。
- (2) 現在稼働中の原子力発電所の運転状況と対策に関する情報の共有ができるようにすること。

### 3. 国による財政措置等

- (1) 原子力災害による避難対策や住民不安解消対策、防災資機材の整備等、自治体の財政負担に対し、国が財政措置を講じること。
- (2) 原子力災害の防止対策を着実かつ効果的に推進するための所要の立法措置を含めた法体系を整備すること。
- (3) 原子力エネルギーから太陽光エネルギーなど自然エネルギーへの転換を国策として推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 6月16日

福岡県糸島市議会